

石川県警察ストーカー対策要領  
(最終改正：平成17年11月22日付け生企甲達第100号)

第1 目的

この要領は、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)に基づき、石川県警察がその総合力を発揮して、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、無言電話、中傷等を行う行為等(以下「ストーカー行為」という。)の規制及び行政措置並びに被害者対策の徹底、広報啓発活動の実施等総合的なストーカー対策を推進し、市民生活の安全と平穏を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 ストーカー対策上の基本的事項

1 迅速な対応

ストーカー行為に関する相談(以下「ストーカー相談」という。)を受理した場合は、迅速にその事実関係を確認し、被害者の意向を踏まえた的確な対応を図る。

2 被害者対策の徹底

ストーカー相談がしやすい環境を整備するとともに、被害者の心情に配慮した対応を行い、ストーカー行為者からの被害の未然防止と被害者の保護、救済に努める。

3 緊密な連携による組織的対応

被害者の住所、勤務先その他被害者の関係箇所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、それぞれの所在地を管轄する警察署長(以下「署長」という。)は、相互に緊密な連携を保持し組織的な対応に努める。

4 関係行政機関との連携

関係行政機関に積極的な働き掛けを行い、その権限の発動を促すなど、関係行政機関との緊密な連携に努める。

5 県民の理解と協力の確保

あらゆる機会を通じて、ストーカー行為の悪質性、警察の取組姿勢等に関する積極的かつ効果的な広報を実施し、ストーカー対策に対する県民の理解と協力の確保に努める。

6 的確な関係法令の適用

ストーカー行為に的確に対応するため、ストーカー規制法は勿論のこと、その他の各種法令を多角的に適用し、ストーカー行為等の取締りを徹底する。

第3 ストーカー対策室員の任務

警察本部のストーカー対策室員(以下「対策室員」という。)は、警察本部ストーカー対策要員(以下「本部対策要員」という。)及び警察署ストーカー対策要員(以下「署対策要員」という。)と連携し、ストーカー規制法の運用、ストーカー相談、被害者対策、教養、広報啓発活動、関係機関等との連携その他ストーカー対策に関する業務を行う。

第4 ストーカー対策要員の指定及び任務

## 1 本部対策要員

- (1) 対策室員以外の警察本部に勤務する警察職員の中から、ストーカー規制法及びストーカー行為に関連する事案の対応に必要な者を本部対策要員に指定する。
- (2) 本部対策要員は、それぞれの主管する業務を通じて対策室員と連携・協力し、ストーカー規制法の迅速・的確な運用、ストーカー行為者に対する多角的な法令適用による犯罪捜査、被害者対策、広報啓発活動、地域安全活動、他機関との連絡その他ストーカー行為の取締りに関する業務を行うとともに、警察署が行う対応の支援にあたることを任務とする。
- (3) 本部対策要員の指定は、別に定める。

## 2 署対策要員

- (1) 署対策要員は、責任者、副責任者及び対策員で構成するものとする。
- (2) 署長は、刑事官の配置のある警察署は刑事官を、刑事官の配置のない警察署は生活安全を担当する課長を責任者（以下「署責任者」という。）に指定するとともに、警察署員（以下「署員」という。）の中から、ストーカー規制法及びストーカー行為に関連する事案の対応に必要な者を対策員に指定するものとする。

なお、刑事官の配置のある警察署は、生活安全を担当する課長を副責任者に指定することとし、その他の警察署は、必要に応じ適任者を副責任者に指定する。

- (2) 署対策要員は、署長の指揮を受けそれぞれの主管する業務を通じて、ストーカー規制法の迅速・的確な運用、ストーカー行為者に対する多角的な法令適用による犯罪捜査、被害者対策、広報啓発活動、地域安全活動、他機関との連絡その他ストーカー行為の取締りに関する業務を行うことを任務とする。

## 3 対策要員以外の警察職員

- (1) 対策室員及び本部対策要員以外の警察本部職員は、ストーカー規制法が効果的に運用されるよう警察相談、広報啓発活動、地域安全活動その他ストーカー行為の取締りに関する業務について対策室員及び本部対策要員に協力するものとする。
- (2) 署対策要員以外の署員は、ストーカー規制法が効果的に運用されるよう警察相談、広報啓発活動、地域安全活動その他ストーカー行為の取締りに関する業務について、それぞれの所属する署対策要員に協力するものとする。

## 第5 警告

### 1 警告申出の受理要領

- (1) 警告の申出があった場合は、警察本部においては対策室員又は本部対策要員、警察署においては、生活安全を担当する課（以下「生活安全課」という。）の署対策要員又は他の生活安全課員が受理するものとする。

なお、休日、執務時間外等で警察本部においては対策室員又は本部対策要員、警察署においては生活安全課員が不在の場合は、他の者が申出を受理することとし、緊急を要すると認められる場合は、警察本部については対策室員、警察署については署責任者又は生活安全課の署対策要員に連絡し、その指示を受け

るものとする。

- (2) 交番、駐在所等でストーカー被害の相談を受理した場合は、その相談内容を直ちに署責任者、生活安全課の署対策要員又はその他の生活安全課員に連絡し引継ぎするものとする。
- (3) 申出の受理は、規則に定める警告申出書によるものとする。口頭の場合は、警告申出書に記入を求め、警告を求める旨の申出を行った者（以下「申出人」という。）が代書を依頼したときは、これに応ずること。
- (4) 申出の受理に際しては、行為者の人定、行為者との関係、つきまとい等の行為、不安を覚えている状況等について詳細に聴取し、警告又は仮の命令を行う事案であるかどうかを判断し、警告又は仮の命令を行う事案であると認められる場合は事情聴取書（甲）又は事情聴取報告書を作成すること。  
なお、申出人から同一人を行為者として再度の申出があった場合、すでに同一内容での警告申出書を受理していれば、警告申出書を受理する必要はない。ただし、申出事項を聴取し、その申出内容について事情聴取書（乙）又は事情聴取報告書を作成するなど申出状況を明らかにしておくこと。
- (5) 警察本部が受理した警告申出書については、生活安全企画課長が所要の措置を講ずるとともに、申出人の住所地を管轄する署長に警告申出書等の関係書類を速やかに送付し、相互の連絡により対応するものとする。
- (6) 警察署が受理した警告申出書については、その申出内容を記載した警告申出書等の関係書類の写しを速やかに生活安全企画課長に送付するものとする。

## 2 申出人の住所地が警察署の管轄区域以外の場合の対応

- (1) 警告の申出の受理は、申出人の住所地を管轄する署長が行うことになる旨を説明して理解を得ること。特に、申出人の住所地が石川県外の場合は、申出人に対してその住所地を管轄する署長等に申し出を行う必要があることを説明するとともに、住所地を管轄する警察署又は警察本部の担当者と連絡を取り、事案の概要等を連絡するほか、申出人に対して当該担当者の氏名、申出先等を教示するなどの措置を講ずること。
- (2) 申出人の住所地が石川県内の場合において、申出を受理するよう求めた場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対する申出として受理すること。この場合、申出人の住所地を管轄する警察署に申出のあった状況を説明するとともに、概要を聴取した場合には、その内容を連絡するほか、受理した警告申出書等の関係書類を速やかに送付すること。また、申出人に担当者の氏名、連絡先の教示などの措置を講ずること。
- (3) 連絡を受けた警察署の担当者は、直ちに申出人に連絡を取り、直接事情を聴取すること。また、送付を受けた警告申出書について受理手続を行うこと。

## 3 警告をする者

警告は、原則として、申出人の住所地を管轄する署長が行うものとする。

## 4 署長が行う警告の手続

- (1) 署長は、警告を行おうとするときは、申出人、関係者、必要によっては行為者本人等からの事情聴取やその他の調査により事実を把握し、次の要件を満た

しているかどうかを確認した上で、警告審査票を作成するとともに、規則に定める警告書に所要の事項を記載の上、警告を必要と認めた関係書類の写しを添付して本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要し本部長の指揮を受けるいとまがない場合は、署長は本部長に報告せずに警告書を交付することができる。

ア ストーカー規制法第3条の規定に違反する行為があり、被害者から警告の申出があること。

イ 申出人が不安を覚えていること。

ウ 当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められること。

エ 申出人の住所地が、警察署の管轄区域内にあること。

- (2) 口頭による警告は、既に警告をすることの決裁がなされている場合において、申出人に対して正に警告の対象者が警告に係るつきまとい等を行おうとしているのを現認した場合等、真に必要な場合に限定して行うこと。

なお、口頭で警告を行った場合には、速やかに警告を受けた者に警告書を交付又は送付すること（警告書の日付は、口頭で警告を行った日とすること。）

本部長の指揮を受けずに警告を実施した場合は、警告実施後、速やかに本部長に警告を実施した状況について報告すること。

## 5 公安委員会への報告

警告を実施したときは、速やかに、規則に定める事項を公安委員会に報告しなければならない。

## 6 申出人への通知及び事後措置

- (1) 署長は、警告を実施した場合は、申出人に次の事項について通知、指導すること。

ア 警告を実施した日時、相手方、内容

イ 警告に違反する事実その他特異動向があれば、直ちに警察に連絡を入れること。

ウ 住居を移転する場合には連絡すること。

## (2) 事後措置

警告を実施した署長は、申出人と定期的に連絡を取り、警告等実施後のつきまとい等の状況を確認するとともに必要な被害防止措置等を講ずること。

## 7 警告した違反行為に対する再警告等の禁止

本部長又は署長（他の本部長又は署長を含む。以下「本部長等」という。）が警告をした場合には、当該警告に係る違反行為について、当該警告を受けた者に対し、再度の警告又は仮の命令をすることはできない。

## 8 警告の要件を満たさなかった場合の措置

署長は、警告の要件を満たさなかった場合であっても、対号に従い、事案に応じて、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介等の方法により、適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなど、必要な措置を講ずること。また、申出人にストーカー

規制法に基づく警告を行わなかった理由及び講じた措置について通知すること。

9 他の都道府県等から警告申出書の送付を受けた場合の措置

- (1) 他の本部長から警告申出書の送付を受けた場合は、生活安全企画課長は、申出人の住所地を管轄する署長に送付を受けた警告申出書その他の関係書類等を送付するものとする。
- (2) 送付を受けた署長は、当該警告申出書に係る警告が行われていない場合は、新たな受理番号を付すなどの受理手続を行うこと。また、他の署長から送付を受けた場合も同様の措置を行うこと。

第6 仮の命令

1 仮の命令をする者

仮の命令は、原則として、被害者の住所地を管轄する署長が行うものとする。

2 署長が行う仮の命令の手続

- (1) 署長は、仮の命令を行おうとするときは、申出人、関係者、必要によっては行為者本人等からの事情聴取やその他の調査により事実を把握し、次の要件を満たしているかどうかを確認した上で、規則に定める仮命令書に所要の事項を記載の上、仮の命令を必要と認めた関係書類を添付して本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。ただし、緊急を要し本部長の指揮を受けるいとまがない場合は、署長は仮命令書を交付することができる。

ア ストーカー規制法第3条の規定に違反する行為（法第2条第1項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）の被害者から警告の申出があること。

イ 申出人が不安を覚えていること。

ウ 当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められること。

エ 当該行為をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認められること。

オ 申出者の住所地が、警察署の管轄区域内にあること。

- (2) 口頭による仮の命令は、口頭による警告と同様、既に仮の命令をすることの決裁がなされている場合において、申出人に対して正に仮の命令の対照者が仮の命令に係るつきまとい等を行おうとしているのを現認した場合等、真に必要な場合に限定して行うこと。

なお、口頭で仮の命令を行った場合には、速やかに警告を受けた者に仮命令書を交付又は送付すること（仮命令書の日付は、口頭で警告を行った日とすること。）。

これらの場合、仮の命令を行った後、直ちに本部長に仮の命令をした理由、緊急を要した理由その他仮の命令を必要と認めた関係書類、資料等を添付し報告すること。

- (3) 仮の命令を行う際には、仮の命令を受ける者の弁解等を聴取し、その際の状況について事情聴取書（甲）、事情聴取報告書を作成すること。また、仮の命令を行う理由、仮の命令の効力は15日間であり、その間に公安委員会が意見

の聴取を行い、当該仮の命令が不当でないと認められれば禁止命令等を行うこととなる旨を説明するとともに、仮命令書の交付時に、意見の聴取の通知を併せて行うこと。

### 3 公安委員会への報告

仮の命令をしたときは、直ちに、規則に定める事項を公安委員会に報告しなければならない。

### 4 申出者への通知及び事後措置

(1) 仮の命令を実施した場合は、申出人に次の事項について通知、指導すること。

ア 仮の命令を実施した日時、相手方、内容

イ 仮の命令に違反する事実その他特異動向があれば、直ちに警察に連絡を入れること。

ウ 住居を移転する場合には連絡すること。

(2) 仮の命令を実施した署長は、申出人と定期的に連絡を取り、仮の命令実施後のつきまとい等の状況を確認するとともに必要な被害防止措置等を講ずること。

### 5 仮の命令をした違反行為に対する再警告等の禁止

本部長等が仮の命令をした場合には、当該仮の命令に係る違反行為について、当該仮の命令を受けた者に対し、再度の警告又は仮の命令をすることはできない。

## 第7 禁止命令等

### 1 禁止命令等の準備

(1) 警告を実施後、警告違反の事実を認知した場合には、申出人からの事情聴取、証拠資料の提出を受けるなどの必要な調査を実施してその事実を確認し、その状況を事情聴取書（乙）、調査等報告書で明らかにすること。また、違反の事実を明らかにするために必要に応じて、警告を受けた者から直接事情を聴取すること。

(2) 必要な事実調査終了後、禁止命令等の要否を検討し、その結果を総括報告書にまとめ、次の要件を満たしているかどうかを確認した上で、禁止命令等を行う事案に該当すると認められる場合は、本部長に關係書類を添付し報告すること。

ア 警告等に従わずに当該警告に係るストーカー規制法第3条の規定に違反する行為をしたこと。

イ 当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認められること。

ウ 申出人の住所地が石川県内であること。

### 2 禁止命令実施後の措置

(1) 禁止命令等を行った場合は、次の措置を取ること。

ア 申出人に対し、禁止命令等を行った日時、相手方、内容等の通知

イ 申出人と定期的な連絡を取り、命令後の状況を確認するとともに、事案に応じて、適宜必要な被害者対策を講ずること。

ウ 連絡と取った状況や講じた被害者対策等について記録すること。

- (2) 禁止命令等違反を認知した場合は、速やかに犯罪として所要の捜査活動を行い検挙する等の必要な措置を講じること。この場合、命令を行ってから相当期間経過している場合には、個々具体的な事例に応じて、「反復して」といえるかどうかを慎重に判断すること。

## 第8 申出人の住所の移転

### 1 本部長への報告

署長は、申出人が住所を警察署の管轄を異にして移転したときは、その者から規則に定める住所移転届出書の提出を受け、その写しを本部長に送付すること。申出人から住所移転届出書が提出されなかった場合、又は移転した住所地が申出をした警察署の管轄区域内の場合は、別記様式第1号により本部長に報告するものとする。

### 2 新たな住所地を管轄する署長への通知及び引継ぎ

署長は、申出人が管轄区域外に移転したときは、新たな住所を管轄する署長に住所移転届出書、警告申出書、事情聴取書(甲)(乙)その他の関係書類を送付し、事案を引き継ぐこと。

なお、申出人から住所移転届出書が提出されなかった場合は、別記様式第1号により移転先の署長に通知するものとする。

### 3 申出人が、その住所を他の都道府県に移転したときの措置

(1) 署長は、規則に定める住所移転届出書又は住所移転報告(通知)書(別記様式第1号)に申出人から受理した警告申出書その他の関係書類等を添付し、生活安全企画課長経由で本部長に報告すること。

(2) 報告を受けた生活安全企画課長は、移転先の住所地を管轄する本部長に警告申出書その他の関係書類等を送付すること。

### 4 生活安全企画課長の措置

生活安全企画課長は、申出人が石川県内の他の警察署管内に移転したことを知ったときは、別記様式第1号により関係先の署長に通知するものとする。

## 第9 他の都道府県公安委員会への通知

生活安全企画課長は、警告又は仮の命令を行った場合において、当該申出人が他の都道府県に住所を移転した場合は、公安委員会を通じて、当該申出人の住所を管轄する他の都道府県公安委員会(以下「他の公安委員会」という。)に規則で定める事項を速やかに通知しなければならない。この場合、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する法第5条第2項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、他の公安委員会に通知する必要はない。ただし、公安委員会が、聴聞に係る禁止命令等をしないときは、公安委員会を通じ速やかに他の公安委員会に通知しなければならない。

## 第10 事件化の措置

### 1 ストーカー規制法の適用

申出人が、ストーカー行為について告訴を申し出た場合は、事件化措置を講ずること。この場合、必要により、被害者の意思を確認し行政措置についても検討すること。

## 2 刑法犯等としての事件化措置

ストーカー被害者からの申出事案の中にストーカー規制法以外の事件化が可能と認められる事案が介在している場合又はストーカー規制法に基づく対策中に刑法犯等他の事件が発生した場合は、原則として当該事件を主管する課、係が対応することとする。この場合、当該事案の対応に当たっていた対策室員、本部対策要員及び署対策要員は、事件化に伴う捜査活動に協力するものとする。

## 第11 ストーカー被害者対策

### 1 援助の措置

- (1) ストーカー被害者がストーカー行為等に係る被害防止の援助を求めた場合は、規則に定める援助申出書を受理した後、円滑な交渉を行うための必要な事項の連絡、交渉の場としての警察施設の提供、被害の防止に資する物品の教示又は貸出し、ストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間団体、組織の紹介その他規則に定める援助の措置を講ずること。
- (2) 署長は、ストーカー被害を防止するため、警告申出人宅周辺のパトロールの強化、緊密な連絡の保持その他警察として実施すべき被害者保護措置を講ずること。

### 2 ストーカー被害者に対する連絡活動の推進

警察署生活安全課の署対策要員の1名を被害者連絡担当者に指定し、被害者連絡担当者自ら又は必要により他の署対策要員その他の者を通じてストーカー被害者との連絡、ストーカー被害者からの各種照会、相談その他の業務を行うこと。

### 3 ストーカー被害者への情報提供

ストーカー被害者が必要とする情報を早期かつ包括的に教示し、あわせて行政措置及び捜査活動に対する協力を依頼すること。

### 4 ストーカー被害者の精神的被害の回復への支援

ストーカー被害者の深刻な問題である精神的な被害に対応するため、被害者の支援を目的とする民間ボランティア団体との連携、協力関係の確保を図り、カウンセリングその他被害者の精神的被害の回復及び軽減に向けた活動を行う機関、団体に関する情報を被害者に積極的に提供すること。

### 5 被害防止措置

被害者の住所、勤務先その他被害者が関係する所在地を管轄する署長は、相互に緊密な連携を保持し、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介、防犯機器の貸与及び紹介等の方法により、適切な自衛対応策を教示するとともに、署員による防犯パトロールの強化等の被害防止措置を講ずるものとする。

## 第12 申出状況の記録

つきまとい等の被害にあっているとの申出を受けた場合、ストーカー規制法の適用が可能と認められる場合は、事情聴取書(甲)、事情聴取報告書その他関係書類を作成するほか、つきまとい等の類型別にストーカー事案処理簿(別記様式第2号)に申出受理後の被害者への連絡状況、被害者対策の状況その他の経緯を時系列的に記録すること。

## 第13 ストーカー規制法の適用対象外の場合の措置

つきまとい等の被害にあっているとの申出を受け、事情聴取等した結果、ストーカー規制法の適用が困難と判断された場合は、他の法令による事件化が可能なときは、当該事件を主管する課、係に引継ぎをし、事件化が困難なときは、対号に従い、事案に応じて、防犯指導、自治体の関係部局、弁護士等の他機関への紹介等の方法により、適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなど、必要な措置を講じること。

この場合、申出を受けた内容、措置事項等について記録しておくこと。

#### 第14 教養の徹底

- 1 本部主管課長及び署長（以下「本部主管課長等」という。）は、つきまとい等、ストーカー行為の実態等とこれに対する取締りの重要性を職員に周知するよう具体的かつ的確な教養を徹底すること。
- 2 幹部は、部下職員に対し、ストーカー規制法の運用、ストーカー行為等の取締り、その他ストーカー対策に関する必要な知識、技能等についての教養を徹底すること。

#### 第15 関係機関等との緊密な連携の確保

本部主管課長等は、ストーカー対策に係わる公私の機関、団体等との緊密な連携に努めなければならない。

#### 第16 効果的な広報の実施

本部主管課長等は、ストーカー被害者対策の必要性、重要性、相談窓口の教示、防犯指導その他ストーカーに関することについて広く県民に周知するための広報を積極的に推進する。

別記様式は省略する